

仕 様 書

路面電車車内広告物掲出業務

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

営業部窓口サービス課広告係

業務委託仕様書

1 業務名

路面電車車内広告物掲出業務

2 趣旨

この仕様書は、電車の車内におけるすべての広告物（業務用を含む。以下同じ。）の掲出、撤去、清掃、差替え、補充、補修及びそれに係る器具の点検作業を行うために、必要な事項を定めたものである。

3 作業の範囲

電車車内の広告物の掲出、撤去、清掃、差替え、補充、補修及び器具の点検作業を行う。

(1) 対象となる広告物（広告名）の種類は次のとおりとする。ただし、車両及び広告物の新規導入、変更又は廃止により対象となる広告物が変更となる場合がある。

ア 中づりポスター広告（B 3 サイズ〔縦364mm×横515mm〕）

イ まど上ポスター広告（B 3 サイズ〔縦364mm×横515mm〕又はB 3 ワイドサイズ〔縦364mm×横1,030mm〕）

ウ 運転台背面ポスター広告（B 3 サイズ〔縦364mm×横515mm〕）

エ 各種ステッカー（ドアステッカー〔縦200mm×横250mm〕、市電ステッカー〔縦170mm×横500mm〕等）

オ パンフレット広告（A 4 サイズ以内〔縦297mm×横210mm以内〕）

(2) 点検作業の対象となる器具の種類は次のとおりとする。ただし、車両及び広告物の新規導入、変更又は廃止により対象となる器具が変更となる場合がある。

ア 中づりホルダー

イ まど上レール（まど上広告バンドを含む。）

ウ パンフレットケース

4 作業実施場所

電車事業所（札幌市中央区南21条西16丁目2-20）

5 作業内容

(1) 広告物の掲出又は撤去に係る作業の指示について

広告物の掲出又は撤去に係る作業の指示は、委託者が作業指示書により行うものとする。ただし、急を要する作業の場合は口頭により作

業の指示をする場合もある。

(2) 掲出する広告物の受け渡しについて

掲出する広告物は、作業指示書の掲出作業日の2営業日前までに、委託者の事務所にて受領し、作業実施場所（電車事業所）に搬送するものとする。なお、受領した広告物は、破損、汚損、第三者への流出等がないよう厳重に管理しなければならない。また、委託者から回収、保管等の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(3) 作業確認連絡について

作業確認連絡として、毎営業日の午前中に委託者に電話連絡し、作業指示内容の変更の有無を確認するものとする。

(4) 作業実施場所での作業について

ア 中づりポスター広告

中づりポスター2枚の背面と背面を合せて、作業指示書において指定されたホルダーに取り付け又は取外しするものとする。

イ まど上ポスター広告

まど上ポスターをまど上レールに取り付け、ポスターが落下しないようまど上広告バンドでポスターの左右両端を留めるものとする。ポスターを取り外した後は、まど上広告バンドが落下しないよう、しっかりとまど上レール内に収まっていることを確認するものとする。

ウ 運転台背面ポスター広告

運転台背面ポスターを運転台の背面に設置されているポスター掲出枠内に取り付け又は取外しするものとする。

エ 各種ステッカー（ドアステッカー、市電ステッカー等）

各種ステッカーを指定箇所（ガラス面）に空気が入らないよう貼付するものとする（一部箇所はステッカーの掲出で水貼りを要する場合がある。）。なお、ステッカーを取り外した後はガラス面にのり残りが無いことを確認するものとする。

オ パンフレット広告

パンフレット広告を電車車内の指定箇所（パンフレットケース）に配置、補充又は撤去するものとする。

(5) 保守管理作業について

ア 広告物の保守管理について

広告物の破損、汚損等が著しい場合は、委託者の指示を待つことなく速やかに撤去して予備分を代替として掲出するものとし、委託者へ報告するものとする。また、電車事業所職員から依頼があった場合も同様に、広告物を撤去して予備分を代替として掲出し、委託

者へ報告するものとする。なお、これにより広告物の予備分の残数が少なくなった場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。

イ 広告物の掲出に係る器具の点検について

広告物の掲出に係る器具が適正な状態であるかの点検作業を、次のとおり行うものとする。

(ア) まど上広告バンドについて

まど上広告バンドの破損を発見した場合は、委託者の指示を待つことなく速やかに交換するものとする。なお、まど上広告バンドは委託者から支給するものとし、受託者は支給されたまど上広告バンドの在庫数を管理し、破損等による交換によって残数が少なくなった場合、委託者から求められた場合は速やかに報告するものとする。

(イ) その他の器具について

その他の器具に汚損、破損等を発見した場合は、その状態が簡易補修により修繕が可能な状態であるときは委託者の指示を待つことなく、速やかに補修作業を行うものとし、簡易補修が不可能な状態であるとき、又は簡易補修で修繕が可能かを判断できないときは、その状況を委託者に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

(6) 作業実施場所での作業にあたっての注意点について

ア 作業実施場所内では、必ずヘルメット、社名を明記した腕章、氏名札及び制服を着用するものとし、身分証明書を携帯するものとする。

イ 作業実施場所への入出場時は必ず電車事業所内事務室へ立ち寄り、作業の開始及び終了について委託者に報告を行うものとする。

ウ 作業実施場所内を移動するときは、必ず安全確認をしたうえで移動するものとする。

エ 作業に関係のない備品には触れてはならない。

(7) その他

ア 委託者の指示により、緊急の夜間又は深夜の作業を行う場合がある。

イ 各種ステッカーの作業は、電車車両運用の都合上日数を要するため、その作業の進捗状況を作業指示確認の電話連絡時に委託者に報告するものとする。

ウ 広告物の掲出箇所は、車両の形状により差異があるため、十分に確認をしたうえで作業を実施するものとする。

エ その他詳細については、委託者の指示によるものとする。また、

不測の事由により作業の追加が生じる場合もある。

オ 掲出終了後の広告物は、受託者の責任のもと処分するものとし、第三者への流出等がないよう厳重に管理するものとする。

カ 不慮の事態が発生したときは、速やかに状況を委託者に報告し、その指示を受けるものとする。

6 作業対象車両数

29車両（ただし、車両更新等の都合により作業対象の車両数が変更となる場合がある。）

7 作業の報告

契約締結後に委託者から支給される様式により、作業内容を報告するものとする。

8 費用負担

- (1) 本業務に必要な用具（各種ステッカー貼付用のヘラ等の小道具類）、広告物の搬送に必要な車両、消耗品、材料等の調達に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 本業務の実施に要する電力、用水、内線電話機及び更衣等の場所は、委託者が提供する。

9 損害賠償の義務

受託者は本業務の実施にあたり、委託者の施設又は第三者（広告主を含む。）に損害を与えた場合は、その一切の費用を賠償するものとする。

10 作業員に対する責任

受託者は、作業の実施にあたって生じる労働問題について、関係労働法規上の一切の責任を負うものとし、かつ、労働基準法を遵守して、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

11 委任又は下請けの禁止

受託者は、作業を他社に委任又は下請けをさせてはならない。

12 作業員の確保

- (1) 受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置するものとする。
- (2) 受託者は、業務遂行を指揮監督する監督者を定め、また、監督者が

不在又は事故あるときの補助者として監督代行者を定めるとともに、監督者及び監督代行者の緊急連絡先を委託者に報告しなければならない。

- (3) 受託者は、作業員に欠員が生じたときや、作業を十分に行うことができないと委託者が認めたときは、速やかに代替者を補充する等作業に支障が生じないようにしなければならない。

13 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

14 協議

受託者は、本仕様書及び作業にあたり疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、その他本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議のうえ決定することとし、軽微な事項については委託者の指示に従うものとする。

15 支払方法

委託料の支払いは、毎月均等の12回払いとし、対象月の翌月に委託者へ請求するものとする。また、1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

16 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

ただし、委託業務が支障なく継続できるよう、契約期間開始前においては前年度札幌市交通局が契約している受託業者と当社の立ち合いのもと、契約期間満了前においては、次年度受託業者と十分に調整のうえ引き継ぎを行うものとする。

17 その他提出書類

委託者の指示により、必要な書類を提出するものとする。

18 連絡先

一般財団法人札幌市交通事業振興公社営業部窓口サービス課広告係
札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 地下鉄大谷地駅3番出口直結
札幌市交通局庁舎5階
電話番号011-896-2723 担当 前田